1. 基礎的事項

1) 人口・世帯数・高齢化率・民生委員児童委員等

			<u>师化学•氏生安</u>	平均世帯		4 4 4 4 5	民生	主委員児童委	
No.	地域名	人口	世帯数	構成人数	高齢化率	自治会数	定数(A)	現員数(B)	充足率 (B÷A)
1	横須賀市	401,285 人	166,584 世帯	2.41人	30.3 %	367	584人	551 人	94.3%
2	平塚市	257,877 人	109,020 世帯	2.37人	26.8 %	230	406人	398人	98.0%
3	鎌倉市	172,352 人	73,326 世帯	2.35人	30.5 %	183	224人	220 人	98.2%
4	藤沢市	427,501 人	183,985 世帯	2.32人	23.8 %	478	517人	510人	98.6%
5	小田原市	192,856 人	80,344 世帯	2.40人	27.9 %	252	339人	334 人	98.5%
6	茅ヶ崎市	239,891 人	99,583 世帯	2.41人	25.5 %	136	324人	317人	97.8%
7	逗子市	57,525 人	24,471 世帯	2.35人	30.9 %	79	80人	64 人	80.0%
8	三浦市	44,132 人	17,473 世帯	2.53人	37.0 %	54	90人	79 人	87.8%
9	秦野市	166,093 人	70,348 世帯	2.36人	27.0 %	241	260人	258 人	99.2%
10	厚木市	224,994 人	97,132 世帯	2.32人	24.0 %	219	300人	295 人	98.3%
11	大和市	234,293 人	104,001 世帯	2.25人	23.3 %	150	277人	275 人	99.3%
12	伊勢原市	102,037 人	44,039 世帯	2.32人	24.4 %	102	141人	137人	97.2%
13	海老名市	130,860 人	54,509 世帯	2.40人	24.0 %	59	156人	155 人	99.4%
14	座間市	129,277 人	57,019 世帯	2.27人	24.2 %	179	144人	138人	95.8%
15	南足柄市	42,641 人	16,290 世帯	2.62人	30.3 %	34	61人	59 人	96.7%
16	綾瀬市	84,309 人	33,899 世帯	2.49人	26.4 %	14	129人	128人	99.2%
17	愛川町	40,012 人	16,279 世帯	2.46人	27.5 %	21	64人	64 人	100.0%
18	清川村	3,166 人	1,143 世帯	2.77人	32.1 %	32	10人	10 人	100.0%
19	葉山町	31,986 人	12,604 世帯	2.54人	30.4 %	28	52人	49 人	94.2%
20	寒川町	48,089 人	19,150 世帯	2.51人	25.8 %	22	73人	66 人	90.4%
21	大磯町	31,431 人	12,425 世帯	2.53人	33.6 %	24	54人	52 人	96.3%
22	二宮町	28,090 人	11,275 世帯	2.49人	33.2 %	20	47人	47 人	100.0%
23	中井町	9,580 人	3,395 世帯	2.82人	32.0 %	27	25人	25 人	100.0%
24	大井町	16,891 人	6,253 世帯	2.70人	26.1 %	19	38人	36 人	94.7%
25	松田町	10,993 人	4,447 世帯	2.47人	32.4 %	26	37人	34 人	91.9%
26	山北町	10,296 人	3,858 世帯	2.67人	37.4 %	55	37人	36 人	97.3%
27	開成町	17,363 人	6,430 世帯	2.70人	23.8 %	13	35人	34 人	97.1%
28	箱根町	11,562 人	6,141 世帯	1.88人	35.8 %	35	44人	43 人	97.7%
29	真鶴町	7,109 人	3,059 世帯	2.32人	39.5 %	9	21人	21 人	100.0%
30	湯河原町	24,547 人	10,754 世帯	2.28人	38.6 %	11	54人	54 人	100.0%
	合計	3,199,038 人	1,349,236 世帯	(平均) 2.37人	(平均) 29.5 %	3,119	4,623人	4,489 人	97.1%

2) (身体障害者 • 知的障害者 • 精神保健福祉) 手帳交付数 • 生活保護世帯等

						活保護也		
No.	地域名	身体障害者 手帳交付数	知的障害者 手帳交付数	精神保健福祉 手帳交付数	生活保護世帯数	生活保護率	障害児相談支援 事業所数	特定相談支援 事業所数
1	横須賀市	13,650 人	3,166 人	3,471 人	3,996 世帯	13.1‰	11	18
2	平塚市	8,206 人	1,921 人	2,065 人	2,551 世帯	13.0‰	18	23
3	鎌倉市	4,974 人	983人	1,241 人	789 世帯	5.5%	3	12
4	藤沢市	10,918人	2,895 人	3,725 人	4,160 世帯	13.2‰	12	15
5	小田原市	6,360 人	1,564 人	1,135 人	2,374 世帯	15.6‰	10	10
6	茅ヶ崎市	5,921 人	1,386 人	1,538 人	1,766 世帯	9.9‰	7	12
7	逗子市	1,806 人	315人	415人	301 世帯	6.7‰	3	2
8	三浦市	1,874 人	326人	287人	396 世帯	14.9‰	1	3
9	秦野市	4,674 人	1,291 人	1,210 人	1,424 世帯	10.9‰	10	14
10	厚木市	6,101 人	1,590 人	1,507人	2,258 世帯	13.6‰	4	11
11	大和市	5,904 人	1,555 人	1,571 人	2,841 世帯	16.4‰	5	11
12	伊勢原市	2,801 人	746 人	763 人	847 世帯	11.5‰	3	6
13	海老名市	3,231 人	795 人	864 人	947 世帯	17.4‰	2	2
14	座間市	3,654 人	941 人	1,184 人	1,735 世帯	18.3‰	8	11
15	南足柄市	1,408 人	308人	234 人	291 世帯	8.7‰	1	3
16	綾瀬市	2,418 人	620人	557人	718 世帯	11.6‰	2	5
17	愛川町	1,335 人	406 人	294 人	399 世帯	14.2%	1	0%
18	清川村	96人	34 人	29 人	21 世帯	6.6‰	0%	0%
19	葉山町	923人	157人	197人	104 世帯	4.4‰	0	1
20	寒川町	1,442 人	390人	367人	479 世帯	13.7‰	2	2
21	大磯町	1,021 人	279人	209 人	175 世帯	0.7‰	1	1
22	二宮町	944 人	203 人	211 人	227 世帯	10.5‰	1	3
23	中井町	298 人	94 人	35人	29 世帯	3.2‰	0	0%
24	大井町	489 人	112人	84 人	99 世帯	0.9‰	0%	0%
25	松田町	387人	93人	61 人	122 世帯	2.7‰	1	0%
26	山北町	483 人	89人	60人	64 世帯	7.7‰	0%	0%
27	開成町	487人	116人	64 人	87 世帯	6.4‰	0%	0%
28	箱根町	479人	106人	31 人	237 世帯	23.8‰	0	0
29	真鶴町	339人	65 人	40 人	80 世帯	15.8‰	0%	0%
30	湯河原町	1,246 人	189人	159人	900 世帯	25.6‰	1	1
Ê	合計	93,869 人	22,735 人	23,608 人	30,417 世帯 町村内の事業所(当	(平均)11.2‰	107	166

※他市町村内の事業所(当該市町村より委託)がサービスを提供

1. 基礎的事項

3)事務局体制-1(職員設置状況)

		7)-U	事務局長	XEV	一般事	 業職員			経営事	 業職員		
No.	地域名	1 */-	모트로써	.T.+B	非卫	E規	11/=T	.T.+B	非正	E規	ılv≡±	職員数合計
		人数	局長属性	正規	常勤	非常勤	小計	正規	常勤	非常勤	小計	001
1	横須賀市	1	正規職員	10	10		20					21
2	平塚市	1	非正規職員・非常勤	13	6	34	53	7	25	52	84	138
3	鎌倉市	1	非正規職員•常勤	3	4		7	10	7	12	29	37
4	藤沢市	1	非正規職員•常勤	16	11	4	31	13	17	44	74	106
5	小田原市	1	正規職員	10	6	8	24	1	8	2	11	36
6	茅ヶ崎市	1	非正規職員•常勤	10	3	2	15	1	4	9	14	30
7	逗子市	1	正規職員	8	2	9	19	6	8	1	15	35
8	三浦市	1	正規職員	6	2	3	11	21	10	62	93	105
9	秦野市	1	非正規職員•非常勤	12		11	23	2		8	10	34
10	厚木市	1	非正規職員•常勤	8	10	1	19	2		9	11	31
11	大和市	1	非正規職員•非常勤	10	13	2	25	3	10		13	39
12	伊勢原市	1	非正規職員•常勤	3	1	1	5	8	7	6	21	27
13	海老名市	1	非正規職員•常勤	10	7	5	22	2	7	45	54	77
14	座間市	1	非正規職員•常勤	4	3	5	12	15	25	36	76	89
15	南足柄市	1	正規職員	5	3	6	14	4	8	3	15	30
16	綾瀬市	1	正規職員	8	2	12	22		6	22	28	51
17	愛川町	1	正規職員	4	1	1	6	4	5	29	38	45
18	清川村	1	正規職員	2			2	1	3	19	23	26
19	葉山町	1	正規職員	6	1	1	8	8	1	4	13	22
20	寒川町	1	非正規職員・非常勤	5		6	11	4	1	2	7	19
21	大磯町	1	非正規職員•非常勤	1		2	3	4	7		11	15
22	二宮町	1	非正規職員•常勤 (町派遣職員)	3	2	1	6	7	4	19	30	37
23	中井町	1	非正規職員•常勤	4			4		9	5	14	19
24	大井町	1	非正規職員•常勤	3	3		6	1	3	3	7	14
25	松田町	1	非正規職員•常勤	4		5	9	1	2	12	15	25
26	山北町	1	非正規職員・非常勤	3		3	6	3		1	4	11
27	開成町	1	正規職員	2		2	4	4		16	20	25
28	箱根町	1	非正規職員•常勤	3	1	1	5	9	4	3	16	22
29	真鶴町	1	正規職員	3		2	5	6		10	16	22
30	湯河原町	1	非正規職員•非常勤	4			4					5
	合 計	30		183	91	127	401	147	181	434	762	1,193
	平 均	1.0		6.1	3.0	4.2	13.4	4.9	6.0	14.5	25.4	39.8

3) 事務局体制-2(一般事業職員・経営事業職員の資格取得状況)

	3)事	務局	体制	<u> </u>	2	<u>(-</u>	一彤 公事:	と事 業職	業 ∫ 員σ	職)資	美 各取	• 紀 得切	E営	事:	業崩	<u>損</u>	の資 	格.	取得	狀	兄) 経営	事業	職員	の資	格則	又得:	状沢]			
No.	地域名	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	保健師		保育士	介護職員初任者研修修了者	臨床心理士	理		言語聴覚士	管理栄養士	栄養士	介護支援専門員	社会福祉主事任用資格	福祉用具専門相談員	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	保健師	看護師	保育士	介護職員初任者研修修了者	臨床心理士	理学療法士		言語聴覚士	栄	栄養士	介護支援専門員
1	横須賀市	3												1	2																
2	平塚市	7	13				1	5							6			9	21		2	7	6	27			1		2	3	14
3	鎌倉市	2	2												1			5	8	1		1	1								6
4	藤沢市	7	3	3	1		1	9						1	6		1	7	19	1	2	8	7	17							14
5	小田原市	7	3	2		1	1								2			1	7												4
6	茅ヶ崎市	10	2	1		1		1							4			2	3	1			1	4							
7	逗子市	6		1			2	1							2			5	3	1		1	1								6
8	三浦市	6		1			1											5	3	1		1									
9	秦野市	9	1				2								7				10					10							2
10	厚木市	9	2	1				1							3			1	1					1							1
11	大和市	9	2	2			2	4							6			5	6			3		5							5
12	伊勢原市	2	1					1							1			4	5	1	2			3							5
13	海老名市	4	8												3			3	13			5	4								8
14	座間市	3					5	2							1			9	24	2		9	4	30				1			14
15	南足柄市	4		1											2			2	6		1		1								1
16	綾瀬市	2				1	2								4				12					27							4
17	愛川町	5	1	1			1	3							4			2	2		3	5		10							4
18	清川村	1	1												1				1			4	З								2
19	葉山町	3													4			2	7	1	1	2		8							11
20	寒川町	5		1										1	1			2	1	1	1	3									5
21	大磯町		1												1			3	7		1	1		1							7
22	二宮町	1		1														1	1			1									9
23	中井町		1															3	5			2									6
24	大井町						2								3				3				1								2
25	松田町	3	2					2							2				6					3							5
26	山北町																	2	1	1	1										4
27	開成町	1						1							3			4	5			2		7						2	9
28	箱根町	2						1							1			4	7		1		1	6							7
29	真鶴町	2	2	1											2			1	7			2									3
30	湯河原町							2								4															
	合計	113	45	16	1	3	20	33	0	0	0	0	0	3	72	4	1	82	194	11	15	57	30	159	0	0	1	1	2	5	158

1. 基礎的事項

3) 事務局体制-3(一般事業職員・経営事業職員の資格手当の有無)

	3) 事務厄	הרווי אין ו	<u> </u>		<u> </u>			資格手 員格手員			/IX/				
No.	地域名	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	保健師	看護師	保育士	介護職員初任者研修修了者	臨床心理士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	管理栄養士	栄養士	介護支援専門員
1	横須賀市														
2	平塚市	0	0		0	0				0	0		0	0	0
3	鎌倉市														
4	藤沢市	0	0	0	0	0	0	0							0
5	小田原市	0													
6	茅ヶ崎市														
7	逗子市														
8	三浦市														
9	秦野市														
10	厚木市														
11	大和市														
12	伊勢原市														
13	海老名市														
14	座間市	0		0											0
15	南足柄市														
16	綾瀬市	0		0											0
17	愛川町														
18	清川村														
19	葉山町														
20	寒川町														
21	大磯町														
22	二宮町														
23	中井町														
24	大井町														
25	松田町														
26	山北町														
27	開成町		0												
28	箱根町														
29	真鶴町														
30	湯河原町														
	合計	5	3	3	2	2	1	1	0	1	1	0	1	1	4

3) 事務局体制-4(一般事業職員・経営事業職員の資格取得支援内容)

No.	地域名	資格取得支援内容
1	横須賀市	社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・介護支援専門員(ケアマネージャー)・手話通訳士・その他会長が認めた資格 (職員の身分を有し、3年以上を経過した者が上記資格を私費で取得した場合、資格内容に応じ奨励金を交付)
2	平塚市	
3	鎌倉市	
4	藤沢市	保健師・看護師・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・保育士・介護支援専門員・介護職員初任者研修(実務者研修)・社会福祉主事・福祉住環境コーディネーター・簿記・社会保険労務士を基本とし、担当業務等を踏まえて個別に判断する。助成内容 現に従事する業務には直接必要としないが、過去に取得した資格が業務に直接必要としないもので、その更新の研修等を受講する場合 経費の1/2以内 資格取得並びに更新の研修等を受講する事が、現に従事する業務に直接必要としないが、業務に関する資格の場合 経費の1/3以内(国家資格は5万円、それ以外の資格は3万円を限度とする)
5	小田原市	
6	茅ヶ崎市	
7	逗子市	
8	三浦市	
0	秦野市	
10	厚木市	全職員に対し、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員など福祉系の資格を取得するときの実習等は職免。
11	大和市	
12	伊勢原市	
13	海老名市	
14	座間市	
15	南足柄市	
16	綾瀬市	
17	愛川町	
18	清川村	
19	葉山町	
20	寒川町	社会福祉士、介護福祉士(受講料と受験料の一部を助成)
21	大磯町	
22	二宮町	
23	中井町	
24	大井町	職務上必要な資格取得に要した受講料(または受験料)について10万円以内の場合は全額、超える場合は10万円。
25	松田町	
26	山北町	
27	開成町	
28	箱根町	
29	真鶴町	
30	湯河原町	

4) 基本理念・基本目標と本年度の重点事業項目-1

No.	地域名	基本理念・基本目標	本年度の重点事業項目
1	横須賀市	基本理念 「わたしがつくる みんなでつくる 一人ひとりが "住みやすい"まち 横須賀」 基本目標 ①人と人とのつながりを大切にしよう ②住民一人ひとりが参加してわがまちの地域福祉を 進めよう	1 第5次地域福祉活動計画の策定と地域包括ケアシステムの構築に向けた検討 2 18地区社会福祉協議会活動支援 3 地区社会福祉協議会活動拠点(地区ボランティアセンター)の活用 4 ふれあいお弁当事業の見直し検討 5 国の動向を踏まえた行政との連携強化と協働 6 改正定款に基づく円滑な組織運営と事業の実施
2	平塚市	「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進」を目標に、「平塚市地域福祉活動計画(第2期)」に沿った事業展開を推進します。	・成年後見利用支援センターの受託運営と権利擁護事業の推進 ・指定管理に向けた取組 ・平塚市地域福祉計画(第2期)の進行管理 ・地区担当制による地域支援の充実強化 ・介護保険事業、障がい者総合事業の見直し ・関係法令改正に対応した組織の検討 ・指定管理者として施設管理
3	鎌倉市	つながり支え合う安心のまち・かまくら	①かまくら ささえあい福祉プランの推進 ②地域との対話、関係づくりの推進 ③指定管理施設の受託(第3期)に向けた取り組み
4	藤沢市	少子高齢化の進行により、今後の労働者人口の減少や経済規模の縮小が心配される中、私たちが暮らす地域では、介護や子育ての問題、単身世帯や引きこもりなどによる社会的孤立者の増加、非正規雇用やひとり親家庭の増加に伴う生活困窮などにはる社会的孤立者の増加、非正規雇用やひとり親家庭の増加に伴う生活困窮なしてはなる社会的孤立者でいます。これらの生活全般に及ぶ福祉課題に対応していくためには、これまでのような高齢・障がい・児童といった分断された縦割りの考え方や支援ではなく、医療や教育、就労や住居とどを含めて、ひとり一人のライフステージに応じて、生まれてから老いるまで一生涯にわたって途切れることのない継続した包括支援が求められています。そのため国においても、公的なサービと協働して地域で生活する、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が、ひとり一人の暮らしと生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」という新しい地域福祉の考え方が示されています。藤沢市では、平成27年度から子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者といった反別なく、全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるこまできる「藤沢型地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みが進められ、本協議会も「第3次地域福祉活動計画」を策定し、藤沢市と協働した助け合い支え合いの地域づくりに取り組んでいます。計画2年目となる平成29年度は、同計画に掲げる目標の実現に向け、次の重点目標のもと本協議会が果たすべき役割を進めていきます。	2. 人
5	小田原市	地域福祉の推進役として、「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」を基本目標に掲げ、地域に密着し、市民の皆様のご要望に応えられるよう、地域福祉活動計画に基づく事務事業を進め、地域福祉の実現のため各種事業に取り組んでいく。	(1)第3期地域福祉活動計画の施行と推進 (2)会員の加入促進に向けた取組みの推進 (3)市内26地区社会福祉協議会の支援及び連携強化 (4)支え合いの体制づくりの推進 (5)ボランティア活動の充実強化 (6)介護保険制度等に基づく事業の適正な運営 (7)「生活応援隊(生活支援ボランティア)」の推進 (8)法人後見事業の開始準備 (9)総合相談体制の整備
6	茅ヶ崎市	基本理念:「私たちは、一人ひとりを尊重し、いきいきと心豊かに暮らせるまちをつくります」 基本目標: 1. みんなで福祉への理解と関心を広め、やさしさと思いやりあふれるまち2. みんなが地域の中で出会い、交流が広がるまち3. みんなで新しい力を育て、福祉活動が受け継がれるまち4. みんなで支え合い、安心して暮らせるまち5. みんなで互いに力を合わせ、制度のはざ間に取り組むまち(第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画より)	平成29年度は、昨年度の『みんながつながる ちがさきの地域福祉ブラン(第5次 茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第3期茅ヶ崎市地域福祉計画)』の広報活動に引き続き、次の重点的が取り組みに関連する市社協事業の推進及び地域福祉活動の支援を著ヶ崎市及び地区社会福祉協議会など関係機関・関係団体と連携して重点的に推進していきます。 『みんながつなかる ちがさきの地域福祉ブラン』の9つの行動目標 (1) 福祉の情報を広く発信し合おう (2) お互いを理解し合い、思いやりの心を広げよう (3) 日ごろから方いきでのつながりを強くしよう (4) 地域のみんなが気軽に集える場を広めよう (5) できることを活かして福祉活動に参加しよう (6) 福祉活動にかかわる人たちを育てよう (7) 誰もが地域に出やすい環境を作ろう (8) みんなで困りごとを受け止め、安心につなげよう (9) 制度のはご間の課題に取り組もう
7	逗子市	使命: 「誰もが安心して暮らすことが出来る福祉のまちづくりを推進 する」	「総合相談体制の構築」
8	三浦市	基本理念 住民の力と私たちで誰でも暮らしやすい町へ	・地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの推進 ・総合相談機能の充実・労務管理制度の確立・研修制度の充実 ・就労支援事業の充実
9	秦野市	基本目標:ぬくもりのある福祉コミュニティの実現 ①住民一人ひとりの参加による福祉のまちづくり ②いつまでも暮らし続けられる地域社会の実現 ③安心と信頼の絆で結ばれた地域社会の構築 ④地域の特性に沿った福祉活動の展開	重点事業 ①経営組織のガバナンスの強化 ②部会活動の強化 ③地域福祉活動の積極的な展開 ④はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』の機能の充実強化
10	厚木市	基本理念 誰もが安心して、共に生き、共に暮らせる地域社会づくり 基本目標 ・みんなで支え合う地域づくり ・安心して暮らせる地域づくり	・地域福祉活動の推進・成年後見、権利擁護の推進・生活困窮者の自立支援
11	大和市	住民ひとりひとりの参加を基本に 共に支えあう福祉のまちづくりを	・法人化40周年記念表彰、「地域アセスメント」への取り組み・生活困窮者自立相談支援事業の相談機能の充実・法人後見事業と日常生活自立支援事業との一体的な運用並びに関係機関との連携による権利擁護に関する仕組みづくりの検討・まごころ地域福祉センター事業の積極的事業展開とデイサービスのサービス向上

4) 基本理念・基本目標と本年度の重点事業項目-2

No.	地域名	基本理念・基本目標	本年度の重点事業項目
12	伊勢原市	平成29年4月に全面施行される改正社会福祉法では、福祉サービスの供給体制の充実を図るため、社会福祉法人制度改革や介護人材の確保を推進するための措置が規定されました。そのなかでも経営組織のあり方の見直しては、評議員会を譲決機関として必置することとされました。 社会福祉協議会においては、地域福祉を推進する中核的な組織として、従来から評議員会を設置し、地域の関係機関との協働により地域の福祉課題に対応してまいりました。新年度を迎えるにあたり、本会では、執行機関である理事会との牽制機能を強化する目的で、選出区分等の見直しを行い、新体制で組織連営に望みます。また、本年度は、第3次伊勢原市地域福祉活動計画の最終年度となるため、「基本目標達成のための施策」の集大成を図り、これまで以上に地域住民との連携、協働を促進し、次期計画となる第4次伊勢原市地域福祉活動計画の策定を行います。今日の少予高齢化により、地域では認知症高齢者や高齢者世帯が増加しており、また自ら地域の方々との関わりを拒み、孤立している方も見受けられます。このような状況を踏まえ、基本目標である「つながりによる地域づくり」「ふれあいの場づくり」を推進するために、住民主体の「つながりの場」の実戦に向け支援を行って行きます。さらに、「福祉を支えるひとづくり」「空心して暮らせる環境づくり」の実現に向けて、地域における権利援護体制の充実に努めるとともに、介護人材の育成に取り組んでまいります。	①第4次地域福祉活動計画の策定 ②伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの運営 ③介護人材の育成 ④組織の基盤強化及び自主財源の確保
13	海老名市	海老名市民みんなのしあわせのためのつながりづくり	1. 新たな地域支援事業 2. 生活支援体制整備事業の取組 3. 地区社協設立支援と既存地区社協の機能推進 4. えびな成年後見・総合相談センターの取組 5. ボランティアセンターの機能充実 6. 財政基盤の充実
14	座間市	基本理念 「誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して」 基本理念を達成するために行う活動方針 「みんながつながり・安心を感じる座間」	 地域を見守り・見守られる環境づくり 福祉の担い手づくり 誰もが安心できる居場所づくり 地域を支えるお金の仕組みづくり 福祉の情報を得る仕組みづくり
15	南足柄市	支えあい ともに生き 元気に暮らせるまち 南足柄	①ボランティア養成講座の開講 ②福祉教育支援事業の実施 ③岡本地区生活支援活動事業への支援 ④あんしんセンター事業の推進 ⑤岡本地区地域包括支援事業の受託 ⑥ホームページの改編 ⑦地域福祉活動推進評価委員会の開催 ⑧災害ボランティア養成講座の開催 ⑨生活困窮者への支援 ⑩ハンディキャブ事業の推進
16	綾瀬市	基本理念「ともに支えあうまちづくりを」	平成29年度重点課題 1 市民参加による権利擁護の仕組みの形成 2 様々な生活課題に対応できる体制の確立 3 地域における新たな支え合いの仕組みづくり
17	愛川町	本協議会職員行動方針(平成19年3月26日制定)に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します。	・第3次地域福祉活動計画及びふれあいのまちづくり推進プラン(第5次社協発展計画)の推進(1年次)
18	清川村	住民主体の理念に基づき、清川村での福祉課題の解決に取り組むとともに、柔軟性、即応性、専門性のある社協本来の特性を生かしながら村行政では取り組みにくい事業を展開、協働することにより、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」の構築を図る。	①住民が集える「場」づくりを支援し、住民相互の支え合いの仕組みを構築する。 ②小地域での助け合いを基盤としたボランティアの開拓に努める ③住民が認知症について正しく理解し、偏見のない地域社会を構築する。 ④行政や関係諸機関等とのネットワーク作りを強化する。また、各種事業や住民との関わりを通じて福祉ニーズの把握に努める。 ⑤講座の開催、広報誌の発行やホームページの更新により福祉制度等の普及啓発に努めると共に、住民の福祉意識の変革を促す。 ⑥移送サービス(福祉有償運送)を実施する事により、公共交通機関を利用して外出することが困難な方の移動手段を確保する。 ⑦村内唯一の介護保険事業者(通所介護事業)であることを認識し、村ならではの特色を発揮したサービスを提供する。 ⑧判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、権利擁護事業の一層の充実を図る。
19	葉山町	「葉山町民のための、葉山町民による、葉山町民の福祉」	法人運営部門 ○ 社会福祉法人制度改革に伴い、さらなる経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に努めます。 はやま住民福祉センター ○ 交通パリアフリー協議会を設置し住民主体の送迎サービスの普及を図ります。 ○ 行政及び小地域福祉活動推進組織を連携して、公的施設や空き家を活用した小地域福祉活動推進組織専用拠点の整備を行います。 ○ 引きこもの等孤立状態にある人の居場所づくりの調査研究を行います。 地域包括支援センター部門 ○ 認知症対応チームを行政とともに確立し、認知症の方に対するチームアブローチに着手します。 介護サービスセンター部門 ○ 介護保険総合事業に対応するため介護サービスセンターの体制を見直し安定運営を目指します。
20	寒川町	基本理念: 町民すべてが 地域のつながりで 安心して暮らせる 思いやりの ある 福祉のまち さむかわ 基本目標 ①みんなで地域福祉を推進しよう ②みんなで地域福祉活動に参加しよう ③みんなでつながり新しい担い手を育てよう ④みんなで安心・安全に暮らせる町にしよう	1 生活支援コーディネーター配置事業の受託 2 地域における居場所づくりの推進 3 環境改善の取り組み 4 権利擁護事業並びにボランティア活動事業の推進 5 行政との連携

4) 基本理念・基本目標と本年度の重点事業項目-3

No.	地域名	基本理念•基本目標	本年度の重点事業項目
21	大磯町	基本理念:ささえあい、心のふれあうまちづくり 基本目標:一歩踏み出そう!かおの見える町づくり	 平成28年度に開所した地域センターまんてん事業の更なる展開を図る。 地域センターまんてんは地域の人々が集えるカフェの機能や配食サービス の拠点、会議室の機能等「集いの場」としての機能を十分に発揮できる ようにしていく。 生活支援コーディネーター事業は関係者のネットワークや既存の取組、組織 等を活用しながら、資源開発、関係者のネットワークづくり、地域ニーズとサービス提供主体とのマッチング等のコーディネート業務を実施することによ り地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に向けた取り組 みを推進していく。 法人後見事業は、組織体制の強化を図っていく。
22	二宮町	基本理念: ささえあい、誰もがいきいきと豊かに暮らせる町をめざして 基本目標: 1. 地域を支える人づくり 2. 誰もがつながり合う仕組みづくり 3. 誰もが安心して暮らせる環境づくり 4. 地域福祉を推進する連携の体制づくり	1. 地域包括ケアシステム構築に向けた社会資源情報の集約と発信 2. 「地域の通いの場」定着に向けた支援 3. 社会福祉法人制度改革への対応
23	中井町	(理念) 健康で住み良い福祉の町づくり (目標) ①自立とたすけあいのあるまちづくり ②ハンデキャップを持つ人が生き生きと暮らせるまちづくり ③自らの生き方を遅べるまちづくり ④虹のかけけ橋のあるまちづくり ⑤新しい時代の社協運営体制づくり	①つながりのある地域の構築 ②介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ③情報提供・相談活動の充実
24	大井町	基本理念:住民の参加と支えあいによる「安心して誰もが住みよい福祉 のまちづくり」 基本目標:一人ひとりを大切にしながらともに支えあい地域のつながり が実感できるあったかタウン・おおい	①生活支援コーディネーターの設置と生活支援サービスの担い手の育成 ②第3次地域福祉ブランの策定 ③地域診断協働事業フォローアップ事業の推進
25	松田町	ふれあい・ささえあい・えがおあふれる松田町	生活支援コーディネーター事業・生活支援サービス事業
26	山北町	基本理念 みんなの手で誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり 基本目標 ①地域で自立生活できる支援づくり ②友に支え合う社会づくり ③組織・事務局体制の整備	①災害救援ボランティア養成講座の開催 ②新定款に基づく組織の強化 ③地域福祉活動計画と地域福祉計画一体計画策定に向けた検討
27	開成町	【基本理念】 みんなで育もう 誰もが安心してイキイキと暮らせる福祉のまち かいせい 【基本目標】 ①みんなでつながりあい、支えあい、誰もが福祉活動に参加できる地域社会をめざそう! (参加/コミュニティワーク)②一人ひとりのニーズをもとに、暮らしに根ざしたサービス・支援体制を開発・実施、提言しよう! (支援/ケアワーク)③地域のあらゆる機関・団体と協働して、計画的に福祉ネットワークづくりに取り組もう! (連携/ネットワーク)	I 福祉・企画部門 ①開成町コミュニティブラン(第4次地域福祉計画)の策定 ②地区別ふくし座談会の結果を反映・フィードバックした事業展開 ③子育て支援関係ニーズ調査の実施 ④子育て支援サロンの充実(フェスタの開催) ⑤福祉教育関係事業の見直し ⑥自主財源としての会費増をめざした取り組みの強化 ⑦福祉会館管理指更管理者更新年次 II 福祉サービス部門 □コミュニティバス連行事業の実施(町受託事業) ②ふくし移送サービス及び軽度生活援助事業の充実・強化 ③デイサービスセンター事業運営 ④地域包括支援センター事業運営
28	箱根町	「心豊かで生きがいのある福祉のまちづくり」	生活支援サービス事業の推進
29	真鶴町	基本理念:地域を支え 地域に支えられる安心してくらせる 社会づくり 基本目標:「いつでも どこでも 相談を」	①「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づく地域福祉の推進 ②地域住民の支え合い分かち合う仕組みづくりの構築 ③地域サロン事業の実施 ④ボランティアへの支援・人材発掘 ⑤総合相談事業の充実 ⑥介護保険事業の安定供給、体制の充実 ⑦社会福祉協議会事務局体制の整備、充実
30	湯河原町	安心して住み慣れた地域で家族が一緒に生活するためには、あらゆる福祉サービス の柔軟対応が必要であり、求められています。これらに答えるためにも社協は公共 性の高い団体として、また、地域に根ざした支援団体として行政や各関係機関とも 連携を密にとりながら、相談、援助を行なっていきます。住民から信頼され、社協 活動を更に理解していただけるように役職員が一丸となり、心豊かな、たすけあい の心をもって福祉の町づくりに邁進していきます。	社協の広報活動の充実と拡大。自主財源の確保と寄附金の有効な活用。 福祉総合窓口相談の更なる充実。役職員の福祉意識や資質の向上。 地域福祉活動計画進行。